

西原町まちづくり推進協議会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、西原町まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）とし、事務局を西原町字与那城140番地の1、西原町役場総務部企画財政課に置く。

(目的)

第2条 協議会は、西原町に住み、働き、学ぶ人びとが集い、話し合い、つながる場としての役割と、そこで得られる相互扶助によって、次代を担う子ども達の成長や青少年の健やかな育成をはじめ、にぎわいのある豊かなまちづくりに資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 西原町民憲章を推進し、協議会の活動を普及啓発する事業
- (2) 風光明媚な地域特性を活かした、文化・教養の香り高い住みつづけたいまちづくり事業
- (3) 働きつづけたい企業の誘致並びに育成事業
- (4) 高齢者にやさしい安らぎのある豊かなまちづくり事業
- (5) 青少年の健やかな育成を図る事業
- (6) 土地利用計画、交通網整備その他必要と認められる事業

○西原町「町民憲章」

わたしたちは、西原町民としての自覚と誇りをもち、「人間性豊かな文教のまち」をめざし、恵まれた地理的条件を生かし、明るく住みよい平和なまちをつくるため、この憲章を定めます。

- 一、わたしたちは、緑を豊かにし、美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたしたちは、つねに学び、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたしたちは、だれにも親切にし、お互いに助け合いましょう。
- 一、わたしたちは、勤労感謝の心を養い、物を大切にしましょう。
- 一、わたしたちは、スポーツに親しみ、健康の増進につとめましょう。
- 一、わたしたちは、時間を守り、すすんであいさつをしましょう。

(組織及び委員)

第4条 協議会は、本会の目的に賛同する町民、地域住民組織その他関係機関団体等（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

2 協議会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 構成団体の役員又は役員であった者若しくは構成団体から推薦のあった者
- (2) 公募による者（西原町内に居住し、又は在勤する者で、期間は2年とし、若干名とする。）

(総会)

第5条 協議会に総会を置く。協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 協議会総会は、委員でもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選出及び承認に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項

3 通常総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集し議長となる。

4 通常総会は、出席者で成立し、議事は出席者の過半数で決議する。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 現在会員数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 正副会長会及び理事会の審議内容において必要と認められたとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以内
- (3) 理事 16人以内
- (4) 監査員 2人
- (5) 顧問 若干名

2 役員の任期は、2会計年度の間とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

4 役員は任期が満了しても、協議会総会において新役員が選任される期間は、前役員がその職務を行うものとする。

5 顧問は総会の決議に参加できない。ただし、会長が必要と認めたとき協議会の事業に参加することができる。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、重要事項について審議する。
- 5 監査員は、会計を監査し、その結果を協議会総会において報告する。

(日当及び報酬)

第8条 第6条で設置する役員に、次のとおり日当及び監査報酬を支給することができる。

- (1) 役員日当 1, 0 0 0 円／回（正副会長会及び理事会）
- (2) 監査報酬 5, 0 0 0 円／年

（会議）

第9条 会議は、正副会長会及び理事会とする。

- 2 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 3 正副会長会は、次の事項の審議又は調整をする。
 - (1) 理事会で審議を要する重要事項の調整
 - (2) 補助団体の決定に関する事項
 - (3) 理事会で審議する暇がないと認められる緊急的事項
- 4 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 5 理事会は、次の事項の審議又は調整をする。
 - (1) 会則の改廃に関する立案
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する詳細事項
 - (3) 事業計画及び収支予算に関する詳細事項
 - (4) 協議会の事業に関する詳細事項
 - (5) 公募委員の選出
 - (6) 補正予算に関する事項
 - (7) その他協議会の運営に関する重要事項
- 6 理事会は、役員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数で決議する。

（予算執行）

第10条 協議会の予算執行決議については、西原町事務決裁規程（平成22年西原町規程第3号）を準用する。この場合において、「町長」とあるのは「会長」と、「副町長」とあるのは「副会長」と、「課長等」とあるのは「事務局長」に読み替えるものとする。この場合において、副会長の決裁はいずれか一人でも可とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、10万円未満の流用については、会長で決定する。

（専門部会）

第11条 協議会は、次の専門部会を設置することができる。

- (1) 総務・広報部会
 - (2) 文化・生涯学習部会
 - (3) 防災・防犯部会
 - (4) 健康・福祉部会
 - (5) M I C E 関連部会
- 2 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（庶務）

第12条 協議会の庶務は、西原町総務部企画財政課において処理する。

(会計)

第13条 協議会の事務を処理するために必要な経費は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 3 協議会は、必要に応じて県内金融機関に代表者名義の預金口座を開設するものとする。
- 4 協議会の会計処理は、事務局が行う。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年11月4日から施行する。ただし、第4条第2項第2号に規定する公募については、次期会計年度に合わせ実施するものとする。
- 2 第13条第2項の規定にかかわらず、設立初年度の会計に限り、設立総会に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 この会則は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、令和3年7月1日から施行する。
- 5 この会則は、令和4年7月1日から施行する。
- 6 この会則は、令和6年7月1日から施行する。